電気供給約款 新旧約款対照表

※下記内容が主な変更箇所一覧となりますが、お客さまへの影響がない軽微な箇所についても新約款では 訂正しております

条項	変更前	変更後
IV 料金の算定および支払い	(2)料金は、需給契約ごとに当該	(2)料金は、需給契約ごとに当該
18. 料金の算定 (2)	契約プランに定められた料金を	契約プランに定められた料金を
	適用して算定いたします。	適用して算定いたします。 <mark>ただ</mark>
		し、天災その他の影響により、
		JEPX において翌日取引市場に
		係る取引価格の情報が公表され
		ない場合はその限りではありま
		せん。
IV 料金の算定および支払い		(※新設)
18. 料金の算定 (5)		(5)(2)の場合は、当社はお客さ
		まを保護する目的で、「1月」あ
		たりの料金を複数月に分割して
		請求する等、社会通念上妥当と
		考えられる措置を講じることが
		できるものとします。
別表	平均市場価格は、JEPX が公表	平均市場価格は、 <mark>平均エリアプ</mark>
2. 電源調達調整	するスポット取引(「一般社団法	ライスを下記の算定方法で補正
(1)平均市場価格の算定	人日本卸電力取引所 取引規程」	した値とし、供給エリア(ただ
	に定める翌日取引をいいます。)	し、沖縄エリアを除きます。)ご
	における各平均市場価格算定期	とに算定いたします。平均エリ
	間中のエリアプライスの合計を	アプライスは、JEPX が公表す
	当該算定期間中における商品の	る <mark>翌日取引市場</mark> (「一般社団法人
	数により除した値を下記の算定	日本卸電力取引所 取引規程」に
	方法で補正した値とし、供給エ	定める翌日取引をいいます。) に
	リア(ただし、沖縄エリアを除	おける各平均市場価格算定期間
	きます。)ごとに算定いたしま	中のエリアプライスの合計を当
	す。なお、平均市場価格には、	該算定期間中における商品の数
	消費税等相当額は含まれないも	により除した値とし、その単位
	のといたします。また、平均市	は1銭とし、その端数は小数点
	場価格の単位は1 銭とし、その	以下第1位で四捨五入いたしま

端数は、小数点以下第 1 位で四 す。なお、エリアプライスが公 捨五入いたします。なお、損失 表されない場合には、各供給エ リアの送配電事業者が託送供給 率はお客さまの供給電圧および エリアに応じて、託送約款の定 等約款に基づき公表するインバ めるとおりの値です。 ランス料金の該当時間における ※エリアプライスは北海道、東 価格を用いることといたしま 北、東京、中部、北陸、近畿、 す。なお、平均市場価格には、 中国、四国、九州のエリアごと 消費税等相当額は含まれないも に異なり、エリアごとの電源調 のとし、その単位は1銭とし、 達調整単価を決定します。 その端数は、小数点以下第 1 ※平均市場価格算定期間中に託 位で四捨五入いたします。ま 送約款が変更となる場合は当該 た、損失率はお客さまの供給電 の平均市場価格算定期間終了時 圧および供給エリアに応じて、 点での損失率を適用いたしま 託送約款の定めるとおりの値で す。 す。 ※エリアプライスは北海道、東 北、東京、中部、北陸、近畿、 中国、四国、九州の供給エリア ごとに異なり、当社は、供給エ リアごとに電源調達調整単価を 決定します。 別表 〈基準単価〉 〈基準単価〉 2. 電源調達調整 北海道 14.12 北海道 11.74 (2)電源調達調整単価 東北 9.43 東北 6.61 8.05 東京 10.78 東京 中部 中部 10.86 8.11 北陸 7.44 北陸 4.62 近畿 8.41 近畿 5.59 中国 中国 7.61 4.52 四国 8.08 四国 5.15 九州 8.42 九州 5.49 平均市場価格 平均市場価格 別表 電源調達調整 電源調達調整 2. 電源調達調整 算定期間 単価適用期間 算定期間 単価適用期間 (3)電源調達調整単価の適用 毎月1月1日 その年の3月 毎年1月15日 その年の2月 から1月31日 の検針目から から2月14日 の検針目から までの期間 4月の検針日 までの期間 3月の検針日

	の前日までの 期間		の前日までの 期間
毎年2月1日	その年の4月	毎年2月15日	その年の3月
から2月28日	の検針日から	から 3 月 14 日	の検針日から
までの期間	5月の検針日	までの期間	<mark>4</mark> 月の検針日
(閏年となる	の前日までの		の前日までの
場合は、2月	期間		期間
29 日までの期			
間)			
毎年3月1日	その年の5月	毎年3月15日	その年の4月
から3月31日	の検針日から	から 4 月 14 日	の検針日から
までの期間	6月の検針日	までの期間	5月の検針日
	の前日までの		の前日までの
	期間		期間
毎年4月1日	その年の6月	毎年4月15日	その年の5月
から4月30日	の検針日から	から 5 月 14 日	の検針日から
までの期間	7月の検針日	までの期間	6月の検針日
	の前日までの		の前日までの
	期間		期間
毎年5月1日	その年の7月	毎年 5 月 15 日	その年の 6 月
から5月31日	の検針日から	から 6月 14 日	の検針日から
までの期間	8月の検針日	までの期間	7月の検針日
	の前日までの		の前日までの
	期間		期間
毎年6月1日	その年の8月	毎年6月15日	その年の <mark>7</mark> 月
から 6月 30 日	の検針日から	から 7 月 14 日	の検針日から
までの期間	9月の検針日	までの期間	8月の検針日
	の前日までの		の前日までの
	期間		期間
毎年7月1日	その年の9月	毎年7月15日	その年の8月
から7月31日	の検針日から	から <mark>8</mark> 月 14 日	の検針日から
までの期間	10 月の検針日	までの期間	9月の検針日
	の前日までの		の前日までの
	期間		期間
毎年8月1日	その年の 10 月	毎年8月15日	その年の 9 月
から 8 月 31 日	の検針日から	から <mark>9</mark> 月 14 日	の検針日から

	1 - 0 HHIBB	11 B o to Al D	4 -	10 日 0 10 11 11
	までの期間	11月の検針日	までの期間	10月の検針日
		の前日までの		の前日までの
		期間		期間
	毎年9月1日	その年の 11 月	毎年9月15日	その年の 10 月
	から9月30日	の検針日から	から 10 月 14	の検針日から
	までの期間	12 月の検針日	日までの期間	11 月の検針日
		の前日までの		の前日までの
		期間		期間
	毎年 10 月 1 日	その年の 12 月	毎年 10 月 15	その年の 11 月
	から 10 月 31	の検針日から	日から 11 月	の検針日から
	日までの期間	翌年の1月の	14 日までの期	12 月の検針日
		検針日の前日	間	の前日までの
		までの期間		期間
	毎年11月1日	翌年の1月の	毎年 11 月 <mark>15</mark>	その年の 12 月
	から 11 月 30	検針日から 2	日から <mark>12</mark> 月	の検針日から
	日までの期間	月の検針日の	14 日までの期	翌年の1月の
		前日までの期	間	検針日の前日
		間		までの期間
	毎年12月1日	翌年の2月の	毎年 12 月 15	翌年の1月の
	から 12 月 31	検針日から3	日から翌年の	検針日から <mark>2</mark>
	日までの期間	月の検針日の	1月14日まで	月の検針日の
		前日までの期	の期間	前日までの期
		間		間
別表	当社は、毎年1月、4月、7月		当社は、毎年1月、4月、7月	
2. 電源調達調整	および 10 月の各月 1 日付で、		および 10 月の各月 1 日付で、	
(6)算定式の改定	平均市場価格および電源調達調		平均市場価格および電源調達調	
	整単価の算定式の見直しを行		整単価の算定式の見直しを行	
	い、当社が必要と判断した場合		い、当社が必要と判断した場合	
	は、ホームページに掲載または		は、ホームページに掲載または	
	電子メールの送信、その他当社		電子メールの送信、その他当社	
	が適当と判断する方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、各月1日付の改定の場合、改定月の検針日から改定月の翌月の検針日の前日ま		が適当と判断する方法によりお	
			客さまに通知し、その内容を改	
			定することができるものといた	
			します。なお、当該改定日が1	
			日付の場合、16.(料金の算定期	
			間)に定める、そ	
	-V/C/1-27/1-27/	スキI ロッ III LI み	INTO ST.	> 1141/1 -> 11公計 日

	での期間において使用される電	から改定日の属する月の検針日
	気の料金から、 改定後の算定式	の前日までの期間、その前月の
	に基づいた電源調達調整の適用	使用開始日から直後の検針日の
	を開始するものといたします。	前日までの期間および改定日の
		直前の検針日から需給契約を解
		約した日の前日に係る電気料金
		の算定は、いずれも改定後の算
		定式によるものとします。
別紙 I		(※新設)
		1. プランの特徴
		当社のプランは、当社がお客さ
		まに供給する電気について、再
		エネ指定の非化石証書を利用し
		て、地球温暖化対策の推進に関
		する法律(平成 10 年法律第 117
		号)に基づく二酸化炭素排出係
		数(調整後排出係数)をゼロと
		する予定のプランです。